

議案第16号 ㊦	平成25年度五霞町水道事業会計補正予算(第3号) (収益的収入及び支出) 収入△728万9千円 (資本的収入及び支出) 収入△2,253万7千円 支出△939万3千円 支出△2,175万2千円
発議第1号	五霞町議会委員会条例の一部を改正する条例 五霞町行政組織条例の改正に伴う条例の一部改正
発議第2号	五霞町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例 議員報酬:前年度に引き続き10%減額 (実施期間:平成26年4月1日から平成27年3月31日)
発議第3号	五霞町議会予算特別委員会の設置 地方自治法第109条及び五霞町議会委員会条例第4条に基づき設置
意見書第1号	介護保険要支援者への保険給付の継続を求める意見書 地方自治法第99条による意見書を内閣総理大臣、厚生労働大臣に提出
陳情第1号	介護職員の処遇改善を求める陳情書 提出者:茨城県医療労働組合連合会 執行委員長 松崎みどり氏

㊦=総務文教委員会付託 ㊧=経済建設委員会付託 △=減額

※なお、この他に意見書第2号があります。

○定例会において採択された陳情について、地方自治法に基づき、意見書を内閣総理大臣等に提出しました。  
提出した内容は次のとおりです。(なお、文章は要約して掲載しております)

### 介護保険要支援者への保険給付の継続を求める意見書

厚生労働省は、社会保障審議会介護保険部会において、介護保険で「要支援」と認定された高齢者を保険給付から外し、市町村が実施する「新しい地域支援事業」に移行する方針を示した。この事業は、市町村の介護保険財政や高齢者が受けるサービス、小規模な事業所の経営などに悪影響を及ぼしかねない。

要支援のサービスを利用している高齢者は、足腰も弱く、何とか自立しようとして介護予防を目的とした運動に取り組んでいる。また、認知症の人にとって、初期の段階でしっかりしたケアを受けることは重症化の予防になっている。

要支援者への介護予防事業をしっかりと進めれば、介護の必要な高齢者の増加を抑制し、重症化を防ぎ、結局は介護保険財政の圧迫化をなくすことになる。

よって、政府においては、要支援者への保険給付を引き続き継続するよう要望する。

### 介護職員の処遇改善を求める意見書

超高齢社会を迎えて、介護を担う介護職員の不足は深刻で、離職率が依然として高い状況が続いており、介護事業者は介護職員の確保に苦慮しています。

「介護崩壊」をくい止め、安全・安心の介護を実現するためには介護職員確保にむけ、賃金改善などの処遇改善が不可欠です。介護職員の賃金実態は、全労働者平均と比較しても、およそ3分の2程度で、約10万円以上も低い状態があります。深刻な介護職場の人材不足を解消するためには、介護職員の処遇改善を図ることが必要であり、国民の負担増にならない方法での改善を求めます。

安全・安心の介護実現のための介護職員の人材確保を図る対策を講じられるよう、次の事項について国に要望します。

- ① 国の責任による予算増と賃金改善の施策を拡充すること。
- ② 介護職員処遇改善加算の対象職員を介護職員以外の職種にも拡大すること。